

## 1 概要

- 14日、制憲議会の7つの常任委員会を中心に審議されてきた全条文案に係る審議及び投票が終了。499条からなる新憲法条文案が承認。7月4日の会期終了に向けて大詰めを迎える。
- 2日、ウレホラ外相はブリンケン米國務長官と電話会談を実施。6月に米国で実施予定の米州サミットに向けて移民問題等につき協議した他、ウクライナ情勢についても意見交換を実施。
- 7日～9日、ウレホラ外相はチャベス・コスタリカ新大統領の就任式に出席すべく同国を訪問。コスタリカ現外相及び次期外相とパンデミックの影響、人権及び環境分野における課題、二国間協力等につき意見交換を実施。
- 31日、上院本会議においてエスカス協定に係る投票が実施され、賛成多数により承認された。同手続きをもって国内手続きを終え、国連に寄託された後、90日後に発効する。

## 2 内政

### (1) 新型コロナウイルス

ア 10日、保健省は昨今の感染者の増加傾向に鑑み、首都圏州全域に対して段階的規制緩和計画(Plan Paso a Paso)を黄色フェーズ(健康への影響「中程度」)に引き上げる旨発表。

イ 26日付チリ保健省発表の変異株累積報告件数は以下のとおり。

#### (ア) 懸念される変異株(VOC)

デルタ株(B.1.617.2): 4万634例(変異株全体の47.7%)

ベータ株(B.1.351): 130例

ガンマ株(P.1): 7,028例

アルファ株(B.1.1.7): 614例

オミクロン株(B.1.1.529): 23,844例(変異株全体の28.0%)

オミクロン株(BA.4): 2例

オミクロン株(BA.2.12.1): 52例

#### (イ) 注目すべき変異株(VOI)

ラムダ株(C.37): 1,742例

ミュー株(B.1.621): 2,580例

### (2) 制憲議会

ア 14日、制憲議会発足から約10カ月が経過する中で、7つの分野別常任委員会を中心に審議されてきた全ての条文案に係る本会議における審議及び投票が終了し、合計で499に上る条文案が新憲法草案として承認された。今次承認をもって、同新憲法草案の内容が固まったところ、17日に条文案の体裁等、修辞上の訂正を加える起草委員会、憲法前文の条文案を起案する前文委員会及び同新憲法が9月の国民投票で承認された際の実際の公布に向けた規則を制定する

経過措置条項委員会が発足し、制憲議会の活動は7月4日の会期終了に向けて大詰めを迎える。

イ 新憲法草案の賛成派及び反対派の主な意見は以下のとおり。

(新憲法草案賛成派)

●新憲法草案において評価すべきは、現行憲法では記載されていない国民の生活の質を改善し得る社会権や自由権等の基本的権利の拡充。また、ジェンダー平等やマイノリティ支援を促進する条文は公正な社会を構築するために寄与する。

●新憲法草案が承認された場合、政府は財政上の大きな負担に直面し、民間企業に対する環境面での規制も増加するであろうが、チリのマクロ経済政策全般を混乱に陥れるような潜在的要素は見られない。急進性の強い条文案は最終的には本会議で否決されており、草案は概ね国民の要求に応え得る内容。

(新憲法草案反対派)

●多民族国家や地方分権国家の記載は分離主義的であり中央政府のガバナンス能力を著しく低下させ、ポピュリズムへの脆弱性を増す可能性あり。ジェンダー平等や先住民支援に基づく議会等のクォータ制導入等、アフーマティブ・アクションに係る記載は国民一般には支持されない。上院を地方院に変更し、これまでの機能を限定することは、議会均衡の不安定化を招く。

●収用に対する補償に係る不明瞭な定義、水利権の概念の廃止、鉱業におけるコンセッションに係る規則の削除、過度な環境保護を志向する条文案は、チリの投資環境に悪影響を与え得るものであり、経済成長には寄与しない。

ウ 新憲法草案に対する国際金融エコノミストの主要な評価は以下のとおり。

●国際金融エコノミストは、新憲法草案に多くの懸念があるとする一方で、当初投資家が懸念したほど過激ではないようだという点では一致。たとえば、中央銀行の自治性は維持され、鉱業部門に対する政府の厳しい管理もなさそうだという点。

●草案についてエコノミストが一致して不安と感じているのは、有権者にあまり支持されていないという点。国民投票で否決されれば、このプロセスは振り出しに戻り、新たな社会不安の波が押し寄せる可能性がある。草案が承認された場合も、チリのビジネス・フレンドリーな環境が弱まり、新たな規制のハードルによって、同国でのビジネスコストが増大するとの警告がある。

### **(3) 新政権及び制憲議会に関する世論調査**

ア 「Pulso Ciudadano」(5月下旬)

(ア)ボリッチ大統領の評価

評価する: 27. 3%

評価しない: 56. 8%

わからない: 15. 9%

(イ)制憲議会の評価

評価する: 20%

普通:33.8%

評価しない:46.2%

(ウ)9月の新憲法採択に係る国民投票

承認する:28.5%

承認しない:45.2%

わからない:26.3%

イ「Cadem」(5月第4週)

(ア)ボリッチ大統領の評価

評価する:36%

評価しない:57%

どちらでもない:3%

わからない・無回答:4%

(イ)9月の新憲法採択に係る国民投票

承認する:37%

承認しない:45%

わからない:18%

ウ「Criteria」(5月)

(ア)ボリッチ大統領の評価

評価する:32%

評価しない:49%

(イ)制憲議会の評価

評価する:27%

評価しない:55%

(ウ)9月の新憲法採択に係る国民投票

承認する:31%

承認しない:39%

わからない:30%

#### **(4)南部治安情勢**

ア ボリッチ新政権は先住民側との対話路線を重視し、軍を動員して治安対策にあたる非常事態宣言の発令に否定的であったが、先住民過激派組織による暴力事件が悪化の一途を辿る中、農林業界や大型車運転手協会等の南部関連セクターの政府批判に応える形で16日、同宣言を再発令する旨発表。また、30日には同宣言を15日間延長する旨決定。

イ 治安当局は同宣言の再発令後に暴力事件の発生件数が微減した旨発表しているものの、先住民過激派組織による土地返還等を要求する暴力事件は恒常化しており、5月には先住民の2名が死亡する等、南部治安問題に改善の兆しは見られない。

ウ 暴力事件に関与する先住民過激派組織は、「アラウコ県及びマジェコ県共同体連合(CAM)」が中心であるも、昨今は「Weichan Auka Mapu」、「Resistencia Mapuche Malleco」、「国家マプーチェ解放組織(LNM)」等、多様な組織の活動が活発化している。

エ 27日、ラウル・ソト下院議長がバチカンを訪問し、ローマ教皇フランシスコに謁見した際、教皇は南部広域における治安の状況を憂慮しており、紛争の平和的解決を期待している旨述べた。

### **3 外交**

#### **(1) 対米関係**

ア 2日、ウレホラ外相はブリンケン米国务長官と電話会談を実施し、6月に米国で実施予定の米州サミットに向けて移民問題等の共通の関心事項につき協議した他、ウクライナ情勢を巡る人道的状況及びエネルギー価格高騰についても意見を交わした。

イ 3日～5日、ゼヤ米国务次官(民間安全保障・民主主義・人権担当)がチリを訪問しウレホラ外相他、上下両院議長、チリ政府高官との会談を実施した。ウレホラ外相と米州サミットに向けたチリのコミットメントについて協議した他、ジェンダー平等政策についても意見を交わし、ベネズエラ避難民支援の追加人道支援基金の創設も発表した。

#### **(2) ウクライナ情勢**

ア 3日、ウレホラ外相はチリ下院特別審議に出席し、ウクライナ情勢を巡るチリ外交方針について発言。「チリの立場は一貫しており、国際法の支配が徹底されるべきであり、戦争及び侵攻は紛争の解決の手段としては容認できない」と述べ、国際社会及び国際法がロシアの侵攻を国際犯罪として位置づけている旨強調。

イ 23日、ポーランドから野党右派「共和党(PREP)」のロホ・エドワーズ党首(上院議員)、クリスティアン・アラジャ下院議員、ベンハミン・モレノ下院議員の3名がウクライナ入りし、3日間にわたり首都キーウのほか、イルピンやブチャ等の損害を受けた都市を訪問。同議員らは訪問中に、ウクライナの地元議員の他、エミネ・ジャパロバ外務第一次官との面会も実施し、チリ政府及びチリ議会が団結し、ウクライナ国民に対するチリからの支援が増加することに期待すると述べた。

ウ 21日及び22日にタイで開催されたAPEC貿易大臣会合に際して、チリは、日本、豪、加、韓国、ニュージーランド及び米国とともにロシアによるウクライナへの侵略を非難し、同侵略による人道状況の悪化、食糧、エネルギー安全保障に対する脅威が国際サプライチェーンを不安定化させていることを懸念するプレスリリースを発出した

#### **(3) 対印関係**

5日、ウレホラ外相は当国を訪問中のミーナクシー・レーキー印国务大臣(外務・文化担当)と会談を実施し、女性のエンパワーメント及び科学、テクノロジー及び再生可能エネルギー等の分野における二国間協力の強化に係る関心について協議した他、双方はインドにおいてチリ製品の関税削減に寄与し得る、部分到達協定を拡大していくための交渉を進展させていく意向を示した。

#### **(4) ウレホラ外相のコスタリカ訪問**

7日～9日、ウレホラ外相はチャベス・コスタリカ新大統領の就任式に出席すべく同国を訪問。ソラーノ・コスタリカ外相及びアンドレ・コスタリカ次期外相と意見交換を実施し、パンデミックの影響、人権及び環境分野における課題、二国間協力等、ラ米地域共通の話題について協議した。また、就任式に出席した同外相は気候変動問題、環境問題、人権、ジェンダー平等等の分野でコスタリカの新政権と協働していく旨期待すると述べた。

#### **(5) ウレホラ外相インタビュー**

15日付ラ・テルセラ紙はウレホラ外相の単独インタビュー記事を掲載。同インタビュー内の同外相の発言ポイントは以下のとおり。

ア チリ政府はベネズエラ、ニカラグア及びキューバの人権状況を強く非難する一方で、来る米州サミットにおいてはそれらの国々が出席し各国との対話のチャンネルを構築することが重要と捉えており、出来るだけの多くの国が同サミットに参加できるよう働きかけている。同サミットのマージンにおける智米首脳バイ会談については調整中。

イ ベネズエラの人道、経済危機への対応として、同国の与野党間対話を再開するためのICGの取組支援がチリの優先事項。ウレホラ外相自身もベネズエラと対話のチャンネルを有しており、ベネズエラにおける自由で民主的な選挙の実施に向けて引き続き協力していく意向。

ウ ベネズエラ移民問題への地域の取組として、クオータ制による移民受け入れの検討も含めつつ、人道的観点から各国が移民を受け入れるための移民政策方針を共有することが重要。米州サミットで同方針に係る声明が発出されるように米国政府と調整中。

エ 今般、外務省国際経済関係次官官房が対外貿易政策を議論するための市民協議を実施すると発表し大きな議論を招いたが、これはアウマダ次官のコミュニケーション上のミス。同次官が意図するところは、将来に向けた通商政策の戦略的方針に更なる正当性を付与することを目的として市民協議を行いたいということであり、これまでのチリの対外貿易政策の正当性に疑問を投げかけるためのものではない。

#### **(6)シノバック社ワクチン生産拠点の着工**

12日、中国シノバック社が以前から計画しているチリにおけるワクチン生産拠点が着工された旨当地紙で報じられた。サンティアゴ市北部キリクラ区の2万2,000平方メートルの土地の中に既に建設されている約1万1,000平方メートルの建物を改装する形で建設。同拠点はラ米地域で初めての同社生産拠点で、充填、包装及び供給に特化する施設となり、年間で5,000万回分のワクチンを生産する能力が見込まれている。チリの生産拠点からできる限り早急且つ多様なラ米諸国に対して、新型コロナウイルス、インフルエンザ、A型肝炎のワクチンを供給する予定。同生産拠点は2023年の上半期に竣工が見込まれているが、その後に生産の許可申請プロセス取得に5~6カ月程度を要する見込み。

#### **(7)チリ・ニュージーランド外相電話会談**

19日、ウレホラ外相はナナイア・マフタ・ニュージーランド外相と電話会談を実施し、先住民族、ジェンダー、市民対話等の分野におけるニュージーランドの経験につき意見交換を行いつつ、それらの分野で二国間協力を促進する共通の関心を強調。両外相は南極分野に係る科学及び気候変動、人権及びサイバーセキュリティに関する多国間協力において協働していく機会についても意見を交わした。更に、両外相はジェンダー平等及びフェミニズム外交の促進における協力を促進していく旨一致。

#### **(8)対アジア太平洋関係**

26日、チリ外務省はウレホラ外相によるシンポジウム「アジア太平洋：地域統合と人間開発」を主催。対アジア太平洋地域に係る同外相発言の概要は以下のとおり。

ア ウレホラ外相はチリをアジア諸国にとってのラテンアメリカの入り口とすることを定めており、その方向に向かって前進していると発言。

イ 同外相は、チリが平和的地域としての太平洋を提唱し、そのためには諸紛争は国際法に則って解決されるべきであることを強調。

ウ 同外相は、チリはアジア諸国との関係深化に際して、チリ内部で発展に向けたイノベーション等が起こる必要があると発言。

#### **(9) エスカス協定の承認**

31日、上院本会議においてエスカス協定に係る投票が実施され、賛成31票、反対3票、棄権11票により承認された。ウレホラ外相は「チリ国家の代表として、我々は同協定の議会承認に満足している。同協定の承認は歴史的な成果であり、多国間主義の重要性に疑念が生じている時期においてチリが多国間主義を重視する姿勢を見せることができた」と述べつつ、様々な権利を擁護することは民主主義の基本的要素であり、同協定は民主主義をより包括的なものに強化し、人権活動家に保証を付与するものであると付言した。